商品概要説明書

投資信託セット型定期貯金＜一括購入プラン＞

（２０２６年１月５日現在）

商 品 名	・投資信託セット型定期貯金＜一括購入プラン＞
ご利用いただける方	・個人で対象の投資信託（スポット）を購入された方
預　入　期　間	・３か月（元利金自動継続）
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１円以上（但し、投資信託購入金額が上限） ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・年６％（税引後：年 4.781％） ※初回満期日まで適用します。 ※ただし、自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の期間３か月のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20％（国税 15％、地方税 5％）※の分離課税、 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・窓口でお問合せください。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

投資信託に関する留意事項	・投資信託は、貯金等・共済契約ではありません。 ・投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ・JA バンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・JA バンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。 ・投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT 等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。 ・投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。 ・一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。 ・投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。 【購　入　時】　：購入時手数料がかかるファンドがあります。 【運用期間中】：運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。 【換　金　時】　：信託財産留保額がかかるファンドがあります。 また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。 ・お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。【大阪南農業協同組合 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第 133 号】
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融部(電話：０７２１－２５－５５２３)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融部にお問い合わせください。) 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。) ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡ大阪南